慶弔見舞金規定

NPO法人 さいたま起業家協議会

所在地 埼玉県さいたま市中央区上落合 5-17-1 S-4 タワー 電 話 090-1897-7442

NPO法人 さいたま起業家協議会

慶弔見舞金規定

(目 的)

第1条 この規定は、さいたま起業家協議会の会員(賛助会員を除く)の慶弔見舞金及びその他関係 諸団体への慶弔見舞金の支給について定める。

(慶弔見舞金の種類及び支給事由)

第2条 慶弔見舞金の種類及び支給事由は次のとおりとする。なお、入会から1年以内の支給事由の 発生は支払対象から除外する。また、法人会員の場合は、法人の代表者を対象とする。

(1) 開業祝金 会員が開業したとき (個人事業主として開業した場合又は法人を設立

した場合若しくは個人事業主から法人設立をした場合)

(2) 叙位・表彰祝金 会員が叙位、表彰等を受けたとき

(3) 結婚祝金 会員が結婚したとき

(4) 傷病見舞金 会員が負傷、疾病等により入院治療したとき (5) 災害見舞金 会員が天災、火災等により災害を受けたとき

(6) 弔慰金 会員が死亡したとき

(開業祝金)

第3条 会員が開業したときは、次の祝金を贈呈する。

(1) 正会員 10,000円又は生花10,000円相当

(2) 一般会員 5,000円又は生花5,000円相当

(叙位·表彰祝金)

- **第4条** 会員が本会の趣旨に沿った行動を通じて叙位その他の表彰を受けたときは、次の祝金を贈呈する。
 - (1) 叙位叙勲、国家褒章 10,000円
 - (2) 知事表彰、市長表彰 5,000円
 - (3) その他、祝意を表すべき事実があるときは、理事長の承認に基づき前記に準じて支給する。

(結婚祝金)

- 第5条 会員が結婚したときは、次の祝金を贈呈する。
 - (1) 正会員
- 10,000円及び祝電
- (2) 一般会員
- 祝電

(傷病見舞金)

- 第6条 会員が負傷又は疾病により、医師の診断によって、入院治療を1週間以上必要とするときは、 次の見舞金を支給する。
 - (1) 正会員
- 10,000円
- (2) 一般会員
- 5,000円

(災害見舞金)

- 第7条 会員の住居又は事務所が天災、火災等により、全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水 等の損害を受けたときは、次の見舞金を支給する。
 - (1) 正会員
- 10,000円
- (2) 一般会員
- 5,000円

(弔慰金)

- 第8条 会員が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。
 - (1) 正会員
- 10,000円及び弔電
- (2) 一般会員
- 5,000円及び弔電

(その他の慶弔見舞金)

- **第9条** 本会にとって、重要な関係諸団体等の慶弔について、必要がある場合には、理事長の承認に 基づき、次の慶弔見舞金等を贈る。
 - (1)慶事

祝電、祝金及び生花、又は祝い金若しくは生花

(2) 弔事

弔電及び弔慰金又は、弔慰金若しくは生花

附 則

(施行期日)

- 1. 本規程は、平成19年1月1日より施行する。
- 2. 本規程は、平成23年12月1日に改訂された。

令和 年 月 日

申 告 書

NPO法人 さいたま起業家協議会 理事長 横井 博之 殿

> 所 在 地 会社名·屋号 代表者氏名 電話番号

●申告内容(該当するものの番号を○で囲んでください。)

1. 開業祝金 開業したとき

・個人事業主として開業した

・法人を設立した

・個人事業主から法人設立した

2. 叙位・表彰祝金 叙位、表彰等を受けたとき

3. 結婚祝金 結婚したとき

4. 傷病見舞金 負傷、疾病等により1週間以上入院治療したとき

5. 災害見舞金 天災、火災等により災害を受けたとき

6. 弔慰金 死亡したとき

7. 重要な関係諸団体等の慶弔

承 認 印 印